

公益社団法人鳥取県観光連盟役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「連盟」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第23条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に規定する報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員のうち、常勤役員及び監事（税理士又は公認会計士の資格を有する者に限る。以下同じ。）には、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に支給する報酬は、別表第1に掲げる月額報酬及び別表第2に掲げる期末報酬とする。ただし、県等から派遣された常勤役員の報酬は、派遣元の基準により、会長が別に定める。
- 3 監事に支給する報酬は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 常勤役員には、退職手当を支給しない。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 前条第2項に規定する報酬の支給日及び支給方法は、職員給与規程の例による。

- 2 前条第3項に規定する報酬は、理事会出席等必要の都度、支給する。

(費用)

第5条 役員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給する。また、前払いを要するものについては、前もって支給する。

- 2 常勤役員の通勤に要する交通費については、職員の通勤手当の例により算出した額を費用として支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、認定法第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益法人設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行する。
ただし、令和3年4月1日に遡及適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。
ただし、令和5年4月1日に遡及適用する。

別表1（第3条関係）

常勤役員の月額報酬表

区 分	支 給 額
月額報酬	月額357,500円

別表2（第3条関係）

常勤役員の期末報酬表

支給月	支 給 額
6月	月額報酬に1,000分の1,075を乗じて得た額
12月	月額報酬に1,000分の1,075を乗じて得た額

別表3（第3条関係）

監事の報酬表

区 分	支 給 額
会計監査の実施	1回につき30,000円
理事会又は総会等への出席	1回につき 9,200円